

雇用保険被保険者 **p** 休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) (育児)

所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5086 - 366653 - 5	3 フリガナ	アオヤマ リョウスケ	4 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 7 年 9 月 20 日		
2 事業所番号	2804 - 624291 - 1	休業等を開始した 者の氏名	青山 良介	年 月 日			
5 名称	ショッピングリハビリカンパニー株式会社		6 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒662 - 0864 西宮市越水町5-32 ベルコール越水2-303 電話番号 (080) 6404 - 1614			
事業所所在地	島根県雲南市木次町里方30-2		この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被 保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、休業等を開始した日前 の賃金支払状況等を記したものである。				
電話番号	090 - 1682 - 5554		西宮 公共職業安定所長 印				
事業主	住所 島根県雲南市木次町里方30-2 氏名 ショッピングリハビリカンパニー株式会社 代表取締役 尾添 純一						
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等							
7 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	8 7の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	9 賃金支払対象期間	10 9の 基礎 日数	11 賃金額	12 備考		
休業等を開始した日	9月20日			A	B	計	
8月20日～休業等を開始した日の前日	31日	9月1日～休業等を開始した日の前日	19日	236578		236578	
7月20日～8月19日	31日	8月1日～8月31日	31日	357955		357955	
6月20日～7月19日	30日	7月1日～7月31日	31日	358547		358547	
5月20日～6月19日	31日	6月1日～6月30日	30日	361503		361503	
4月20日～5月19日	30日	5月1日～5月31日	31日	356181		356181	
3月20日～4月19日	31日	4月1日～4月30日	30日	353223		353223	
2月20日～3月19日	28日	3月1日～3月31日	31日	362686		362686	
1月20日～2月19日	31日	月 日～月 日	日				
12月20日～1月19日	31日	月 日～月 日	日				
11月20日～12月19日	30日	月 日～月 日	日				
10月20日～12月19日	31日	月 日～月 日	日				
9月20日～10月19日	30日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
13 賃金 に関する 特記事項				p 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 7 年 12 月 2 日 (受理番号 DI00546059 号)			
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)						
公共 職業 安定 所記 載欄							

注意

- 被保険者本人が介護休業給付の支給申請手続又は育児休業給付の受給資格の確認手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を速やかに本人に交付すること。
- その場合、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(以下「事業所管轄安定所」という。)に支給申請手続を行うこと。また、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明書(本人手続用)に育児休業給付受給資格確認票を添えて、事業所管轄安定所に速やかに提出すること。
- 被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を速やかに本人に交付すること。
- その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
- この休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(本人手続用)を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。